

## 宿泊施設デジタルシフト応援事業補助金 FAQ

### 申請者について

1	都外に本社がある場合でも申請できますか？	宿泊施設が東京都内にあり、都税事務所発行の法人事業税及び法人住民税の納税証明書を提出いただければご申請いただけます。
2	民泊も補助対象施設ですか？	民泊は対象施設に該当しません。旅館業法上の旅館・ホテル営業または簡易宿所営業の許可を得ている場合にご申請いただけます。
3	開業予定の新規施設でも申請できますか？	開業前の施設の場合は対象外となっております。この補助金は既に許可をもっており、営業する中で発生した課題をデジタル技術を活用して解決することが目的のため、開業後ある程度課題が明確になってからご申請ください。
4	他の補助金も申請中（または補助を受けている）なのですが、申請できますか？	異なるテーマ・内容であって、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できる事業の場合は、ご申請いただけます。
5	代理申請はできますか？	できません。申請資格を持つ事業者本人からご申請ください。

### 申請方法について

6	都内で複数の宿泊施設を運営している場合、1つの申請書・事業計画書にまとめて申請してもよいですか？	いいえ、施設単位での申請となるため、全ての書類を施設毎に提出してください。（例：2施設申請したい＝申請書類は2セット必要）
7	複数施設を申請する場合、重複する必要書類の原本は一通でもよいですか？	構いませんが、原本を添付しない施設にはコピーを添付してください。（例：登記簿謄本、印鑑証明書、納税証明書）
8	申請はメールでもよいですか？	いいえ、郵送か電子申請（jGrants）のいずれかでご申請ください。
9	交付申請から交付決定までのくらくらかりますか？	申請書類の整い具合によりますが、2～3ヶ月程かかる場合もあります。（最初に提出いただいた申請書の状態や、その後のやりとりのレスポンス次第となるため一概にはお答えできません。）
10	複数回申請することはできますか？	補助限度額（150万円）の中で複数回申請いただくことは可能ですが、前の申請が補助金のお支払いまで完了してから、次の申請が可能となります。
11	申請方法によって、様式が異なるのですか？	異なります。郵送による申請の場合はホームページから、電子申請の場合はJ Grantsの申請ページから各種様式をダウンロードしてください。

### 提出書類について

12	財務諸表が2期ともに赤字決算ですが、追加で必要となる書類はありますか？	2期ともに赤字決算の場合は、該当施設等の経営に関する事業計画書（様式任意・原則1年分）をご提出ください。
13	法人の場合の納税証明書は、法人事業税・法人住民税の両方の提出が必要なのですか？	はい、両方とも都税事務所発行の原本が必要です（2税が1枚にまとめていても可）。
14	見積書の代わりにカタログを出してもよいですか？	問題ございませんが、価格表示（税込/税抜含む）のあるものとしてください。また、契約書又は注文請書・納品書・請求書・領収書など、実績報告に必要な書類が発行されるか事前にご確認ください。1つでも欠けると補助対象外となります。
15	交付決定後の変更申請はどのような場合に必要ですか？	交付決定を受けた補助事業の目的、内容、導入するシステム・設備機器、工事内容、金額等に変更がある場合に必要となります。変更が認められない場合もありますので、軽微な内容でも変更が必要となった際はまずご連絡ください。
16	遅延報告書はどのような場合に必要ですか？	天災等の不可抗力により補助事業の補助対象期間内の完了又はその遂行が困難になった場合に必要となります。

17	営業許可書の申請者住所が、移転前の住所ですが問題ありませんか？	申請者住所は現在の住所である必要があります。現住所に変更の上、手続きを完了したことが確認できる書類（受領印ありの変更届の写し等）をご提出ください。
<b>対象経費について</b>		
18	申請前に発注・施工又は導入した設備等の経費は対象になりますか？	対象になりません。本補助金の交付決定後に発注・施工又は導入したシステム・設備等の経費が対象になります。
19	当社の〇〇という製品は補助対象になりますか？	補助対象者以外（メーカー・施工会社等）からの問合せにはお答えしておりません。申請の対象となる宿泊事業者様から直接お問い合わせください。なお、採否は使う製品だけで判断しているわけではありませんので、ご了承ください。
20	単独でデジタル機能を有する機器（システム不要）も対象となりますか？	新たに導入するシステムに付随しない機器は対象外です。この補助金の対象経費は①システム・ソフトウェア等導入経費、②機械設備導入費ですが、②は①のシステムに付随して必要となる場合のみ対象となるため、②単独ではご申請いただけません。なお、対象となる機器はシステム・ソフトウェア等の提供を受ける同一の業者から取得・設置されるものに限りますのでご注意ください。
21	導入するシステムに付随して必要となる機器について、システムの業者がその機器を販売していない場合、他の業者から購入しても対象になりますか？	対象になりません。機器等導入はシステム導入と同一の業者から取得する場合に限り対象になります。
22	システムの利用料（月額）は対象になりますか？	対象となりますが、補助対象期間（交付決定日から1年間の間）に契約、取得、実施、支払いが完了する月額利用料に限ります。翌月払いですと、最後の月の利用料が対象にならない可能性がありますのでご注意ください。また、補助対象期間内に一括で支払いを完了させた場合でも、上記期間からはみ出した期間の利用分は対象となりません。
23	ポイント利用分やポイント付与分は対象経費になりますか？	いいえ、利用分と付与分ともに対象外です。購入の際には、各種ポイントは使用しないようご注意ください。
24	クレジットカードで支払っても対象経費になりますか？	いいえ、クレジットカードで支払った経費は原則対象外となります。補助対象経費の支払は、金融機関が発行する資料にて支払の確認が取れる振込払いを原則とします。他社発行の手形や小切手、クレジットカード等で支払った経費は、原則対象外となります。
25	インターネットで購入しても対象経費になりますか？	妨げませんが、見積書・契約書又は注文請書・納品書・請求書・領収書など、実績報告に必要な書類が発行されるか事前にご確認ください。1つでも欠けると補助対象外となります。なお、クレジットカードや電子決済による支払いはできませんのでご注意ください。
26	グループ会社からの購入も、理由書があれば対象になりますか？	親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引は補助対象外となります。
<b>対象事業について</b>		
27	申請前に、申請予定の事業について対象の可否を確認できますか？	いいえ、対象の可否は実際に申請いただいて詳細を確認してみなければ判断ができません。申請書類をいただいた後、全ての書類を総合的に審査し決定します。
28	老朽のための買い替え事業も対象になりますか？	いいえ、単純な老朽更新は対象になりません。
<b>その他</b>		
29	本補助金の目的	本事業は、東京都内の中小の宿泊事業者が人手不足の解消や業務効率化などの課題解決のために、比較的短期間で導入可能なデジタル技術を活用した取組を支援し、都内の観光産業の活性化を図ることを目的としています。単純な老朽更新や修繕、備品購入、設備導入等は対象になりません。
30	採択率を教えてください。	公表しておりません。